
アイスブレーキング、デックスティック・ゲーム、塗り絵、折り紙体験、タスポニー、ペタンク、グラウンド・ゴルフ、スポーツウエルネス吹矢、ボッチャ、モルック、ピラティス、しめ縄づくり、レク用具体験、介護予防に役立つ健康体操/認知症予防に使える脳トレ体操（椅子に座ってできる軽体操、ストレッチ、いきいきオレンジビクス体操、ADL（日常生活動作）体操、3B体操、ミナモ体操など）

<実施期間>

・令和7年6月1日(日)～10月17日(金)

<派遣先>

・市町村主催の高齢者向け健康教室やサロン、老人クラブ、高齢者施設、総合型地域スポーツクラブ、市民サークルなど

<派遣の流れ>

- ①派遣希望施設・団体は、岐阜県ねんりんピック推進事務局の事業委託先である(一社)岐阜県レクリエーション協会へお申込みください。
- ②派遣希望施設・団体と県レクリエーション協会との間で、日程や内容について調整します。
- ③県レクリエーション協会から「決定通知」が送付されます。
- ④派遣日には、レクリエーションだけではなく、ねんりんピックのPRも一緒に実施します。
- ⑤派遣実施後、派遣先は県レクリエーション協会に対し、「報告書」及び「実施状況が分かる写真」を提出してください。

<申込み方法>

- ・別添1「高齢者向けレクリエーションプログラム提供事業申請書」にご記入の上、(一社)岐阜県レクリエーション協会までメール、FAX、郵送のいずれかでお申込みください。
- ・1日に派遣できる数や派遣総数(上限50回)には限りがあります。予めご了承ください。

【問合せ及び申込み先】

(一社)岐阜県レクリエーション協会

〒502-0817 岐阜市長良福光大野2675番地28 岐阜メモリアルセンター内

TEL:058-295-7257 FAX:058-216-0622

メール:info@gifu-recreation.or.jp

【出典元】

・ねんりんピック推進事務局(交流大会・レクリエーション係)公式ホームページ:

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/199596.html>

・(一社)岐阜県レクリエーション協会公式ホームページ:

<https://gifu-recreation.or.jp/pages/36/>

・R7レク指導者チラシ:

<https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/443650.pdf>

※上記出典元は、例年取り組んでいる「レクリエーション指導者派遣事業」についてのお知らせで、全て「高齢者向けレクリエーションプログラム提供事業」のお知らせではありませんが、内容は同じです。

2. 夜間中学体験のご案内

(1) 夜間中学とは

夜間中学とは、戦後の混乱期の中で義務教育を修了できなかった方、病気や不登校など様々な理由から、十分な教育を受けられないまま中学校を卒業された方、日本や本国において義務教育を修了していない外国籍の方など、何らかの事情で学齢期に義務教育の機会を十分に得られなかった方々の学びたいという願いに対応して、生徒の状況に合わせた教育を行う“学び直しの場”です。

一般的に公立の夜間中学校の場合、教員免許を持っている先生が平日の週 5 日間、夕方から夜にかけて 1 日 4 時間程度の授業を行います。昼の中学校と同じく、授業以外にも学級活動や、運動会、文化祭、遠足、修学旅行など様々な学校行事も行われています。給食がある学校もあります。

授業料は無償で、全ての課程を修了すれば中学校卒業となります。

(2) 岐阜県内の公立夜間中学設置状況について

文部科学省は、2027 年度までに全ての都道府県に少なくとも 1 校は夜間中学を設置する方針を示していますが、現在岐阜県内には公立の夜間中学はありません。

岐阜県教育委員会は 2023 年度から夜間中学のニーズアンケート調査をする等、下準備を進めてきており、今年度は夜間中学設置に向けて、幅広く県民の皆様へ夜間中学について知っていただくため、7 月に夜間中学の授業の体験会を開催いたします。

(3) 7 月の夜間中学体験会について

体験会参加費は無料で、中学校 1 年生程度の内容を各日 2 教科受けることができます。

複数回、体験会に参加することも可能です。

授業後にはアンケートにご協力ください。またアンケート提出後、希望者は夜間中学や学び直しについて相談することも可能です。

詳細については、下記ホームページ若しくは別添 2 のチラシをご覧ください。

【お問合せ先】

岐阜県教育委員会 教育総務課 教育企画係

TEL:058-272-8728

【出典元】

岐阜県教育委員会公式ホームページ:「夜間中学体験会の開催」

<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/edu/431849.html>

3. 带状疱疹の定期接種について（令和7年度4月改訂情報）

第12回のメルマガで、高齢者の VPD 対策（ワクチン接種）の特集をした当時（令和 7 年 1 月）、^{たいじょうほうしん}「带状疱疹」は定期接種の対象外であったことから任意接種の検討をみなさまに呼びかけましたが、その後、予防接種法施行令が改正され、令和 7 年 4 月から「带状疱疹」は予防接種法上の B 類疾病に位置づけられることが決定しました。

この改正に伴って、令和7年度からは「带状疱疹ワクチンの予防接種」が高齢者を対象に“定期接種”として実施されることになりましたので、厚生労働省が作成した別添3のチラシまたは下記ホームページをご確認ください。

【参考】

- ・厚生労働省公式ホームページ：「带状疱疹ワクチン」
（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekkaku-kansenshou/yobou-sesshu/vaccine/shingles/index.html）
- ・岐阜県感染症対策推進課公式ホームページ：「带状疱疹について」
（<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/330581.html>）
- ・県内市町村の問い合わせ窓口、事前連絡の要否等一覧
（<https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/446240.pdf>）